

平成20年度第1回兵庫県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成20年6月5日(木) 兵庫県民会館 3階 「304号室」		
出席委員	根岸 哲 (甲南大学法科大学院教授) 西畑 彰夫 (公認会計士) 木村 治子 (弁護士)		
審議対象期間	平成20年1月1日～平成20年3月31日		
事務局報告 平成20年度建設工事等に係る入札・契約制度の改善取組について	欠席委員：西村委員、土居委員		
議案 1 入札及び契約手続の運用状況等の報告			
議案 2 抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議			
抽出案件			総件数 9件
一般競争入札			0件
公募型一般競争入札	2件		
制限付き一般競争入札	3件		
指名競争入札	4件		
委員からの質問・意見 それに対する回答等	質問・意見	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し		

	質 問 ・ 意 見	回 答
報告	<p>平成20年度建設工事等に係る入札・契約制度の改善取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度と異なり、今年度の改善取組に談合防止策が盛り込まれなかったのはなぜか。 ・ 共同企業体が入札に参加できる工事のうち、今年度からは県外企業が共同企業体の代表構成員となれる範囲を縮小しているが、県内企業の育成が目的としても競争性が損なわれないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資事業の重点化・効率化に努めるなかで、今年度の制度改善の目的は、公正な契約手続の確保のもと、県内企業の健全な育成等に取り組むこととしている。 談合の防止は従来から取り組んでおり、今年度の具体の改善項目である電子入札の全件実施や設計図書の電子化による入札参加企業間の接触回避とあわせて、制限付き一般競争入札の1,000万円以上への拡大等により競争を高めていくことで、さらなる談合の防止を図っていきたい。 ・ 県外企業が代表構成員として入札に参加できる工事の金額を10億円から15億円に引き上げたが、県内企業のみで共同企業体を構成して施工する実力はついてきており、また、競争性を確保できるだけの県内企業が存在することは確認している。
1	<p>入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名停止を行った案件のうち、その理由が「元社員が窃盗罪の容疑で書類送検されたため」というものがあるが、窃盗を理由に指名停止を行うことはできるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加資格者等が業務関連法令に重大な違反をしたために指名停止を行ったものであり、県の指名停止基準に基づいている。 業務関連法令としては刑法も該当し、重大な違反となる書類送検が行われたために指名停止を行った。
2	<p>抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議</p> <p>(1) 公募型一般競争入札：東播磨県民局（加古川土木事務所）発注「東播磨南北道路神野ランプ（第14-1）高架橋上部工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札企業は工期短縮について技術提案を行っているが、提案どおり履行されなかった場合のペナルティはあるのか。 ・ 落札率が低い工事に施工に支障はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札は価格に加えて技術提案等も評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）を行った。 技術提案が履行されない場合、標準型の場合は請負金額の減額を行い、簡易型の場合は工事成績を減点する。また、悪質な場合は契約を解除することとしている。 ・ 落札者の入札金額が調査基準価格を下回った場合は低入札価格調査を実施し、適正な履行がなされるか事情聴取等を行うこととしている。 調査の結果、落札企業は工場に余裕があってコンクリート製の桁を一気に製作できる体制にあることから、比較的安価で製作できることを確認している。

<p>(2)</p>	<p>公募型一般競争入札：但馬県民局（新温泉土木事務所）発注 「町道青下花口線（仮）3号橋上部工工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札に参加した6社中5社が辞退しているが、特殊性がある工事なのか。 辞退の理由は分からないのか。 (1)と同じ公募型一般競争入札で橋梁上部工事であるが、落札率は(1)の68.4%に対して当工事は98.5%と高いのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> 先ほどの東播磨南北道路とは異なり、工事場所が新温泉町の山間部にあることから、参加申込後に現場を確認したところ、地形条件的に工事が困難と判断したことや、専任で配置しなければならない技術者の確保が困難であったことが考えられる。 電子入札のシステム上、期間内に入札がなかった時点で辞退となり、理由までは分からない。 工事場所の地形条件が高落札率になった原因と考えられる。
<p>(3)</p>	<p>制限付き一般競争入札：但馬県民局（新温泉土木事務所）発注 「東浜居組道路七坂トンネル照明設備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査基準価格以下で落札されているが、なぜ低い金額で入札されたのか。 入札に参加できる地域要件を複数の県民局管内にまたがって広く設定したために、落札率を低くすることができたのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 落札者に対しては低入札価格調査を実施した。 資材は取引関係にある企業から安い価格で調達でき、労務費は熟練工を配置して短期間に効率よく施工できること。また、本社経費については役員報酬等を削減してでも受注実績を優先させたいという企業の判断などから、低価格での入札が行われた。 当該工事の場合、地域要件を但馬県民局管内に絞ると、入札に参加できる企業数が少ないため、範囲を広げた。 なお、本庁及び各県民局の県土整備部が発注した電気工事の落札率を見ても、平成18年度に比べて昨年度は4%程度低下してきている。
<p>(4)</p>	<p>指名競争入札：但馬県民局（新温泉土木事務所）発注 「三川下岡線道路災害復旧工事（甲3003号）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害は昨年8月に発生しているのに、復旧工事の入札は今年の2月に行われているが、遅くはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災の拡大を防ぐため、まずは応急仮工事として大型土嚢により道路の保全を行った。 その後、本格的な復旧工事のための国の査定を受けて、予算措置後に入札を実施した。
<p>(5)</p>	<p>指名競争入札：但馬県民局（新温泉土木事務所）発注 「養父小代線道路改良工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 当工事及び先ほどの災害復旧工事に係る入札とも紙入札で入札日時は同日の同時帯で行われ、参加企業もほぼ同じで落札率は97.9%及び95.2%と両方とも高くなっている。 入札に不自然な点はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> この2件は5百万円超と4百万円超の工事であり、D及びEランクの企業が入札に参加できる。なお、5百万円超の当工事はCランクの特例に該当する企業も参加できるため、一部は異なっているが、ほぼ同じ企業を指名することとなった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子入札であるからといって、談合の完全な防止はできないのではないか。 ・ 入札に参加できる地域要件を広げる必要があるのではないか。 <p>(6) 制限付き一般競争入札：但馬県民局（豊岡土木事務所）発注 「426号歩道設置工事（栗尾4工区）」</p> <p>(7) 制限付き一般競争入札：但馬県民局（豊岡土木事務所）発注 「426号歩道設置工事（畑工区）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2件の工事とも制限付き一般競争入札であるにもかかわらず、概ね同じ企業が入札に参加して同一企業が落札し、落札率も97.7%及び95.3%と高くなっている。 不自然な入札が行われているようなことはないか。 <p>(8) 指名競争入札：但馬県民局（豊岡土木事務所）発注 「奥野但馬三江停車場線舗装修繕工事」</p> <p>(9) 指名競争入札：但馬県民局（豊岡土木事務所）発注 「豊岡日高線舗装修繕工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この2件も同一企業が落札し、落札率も95.1%及び95.6%と高くなっている。 不自然な入札が行われているようなことはないか。 ・ 工期は同じであるが、期間内に施工する能力はあるのか。 	<p>落札率が高いのは、工事の内容が単純な工事であるため、各企業とも予定価格に近い金額で入札したと考える。 なお、平成20年度からは1千万円未満の工事も電子入札を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子入札を実施することの他にも、入札の前には参加企業から積算内訳書を提出させて内容を確認し、各企業の内訳書に不自然な状況がある場合は調査を行うなど、談合の防止に努めている。 ・ 平成20年度から制限付き一般競争入札の範囲を2千万円から1千万円以上などに広げたところであり、今後の入札参加状況等を見たとうえで、地元企業の育成も考えつつ地域要件の拡大を検討していきたい。 ・ 内容、規模とも同様な工事であり、同一の入札参加要件を設定したためと考えられる。 同一企業が落札したが、高落札率になったのは歩道を設置するという単純な工事であり、公表している県の積算単価等により、積算能力を持つ各企業が予定価格に近い金額で入札したと考えられる。 ・ 当企業が落札した理由として、市内にアスファルトプラントを所有しており経費が抑えられることが考えられる。 ・ Aランクの企業であり、施工能力は十分にある。
<p>その他：政府調達に関する苦情処理、建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回は、無かった旨、事務局より報告。 		